

### 朝鮮出身之海軍軍人軍属死没者御霊還送等について

昭和三十年一月一日 吳地方復員部

一、太平洋戦争におけると海軍軍人軍属死没者総数

軍人 三〇七名 軍属 一、九三三名 計 一、三、三〇名

二、御霊傳達または還送の情况

#### 1. 終戦前

鎮海警備府において在鮮の御遺族には現地で日本在住の御遺族にはその地を管轄する鎮守府において日本軍人軍属の死没者に対する同様の要領によつて海軍合同葬儀執行後御遺族に傳達し戦友が捧持して御里へ護送した  
その数 二、二一五柱

#### 2. 終戦後

(一) 昭和三十年十月十日海軍省人事局長から鎮海警備府在籍の軍人軍属は吳鎮守府在籍と指定され死没軍人軍属の御遺骨は吳海軍人事部へ移送するよう指示があつた

(二) 昭和二十二年二月二十八日第二復員局から御遺骨も本國へ還送処理について指示があつた

還送するもの 一、戦没者名簿

二、戦没公報

三、戸籍抹消報告

四、遺留品名簿

五、遺留金額表

六、英霊(遺骨) 遺骨のないものは位牌

(三) 昭和二十二年八月二十八日連合軍から次の指令があつた

要 旨 一、現在遺骨は送還することは出来ぬ

但し將來の爲準備し保管しておいて貰いたい

二、名簿は日本語のみで可

(四) 昭和二十四年二月朝鮮出身海軍軍人軍属全部の復員関係事項最終処理は吳復員部が担当となる

終

(別表)朝鮮出身の海軍軍人軍属死没者御霊還送安置の状況表〔吳地方復員部〕  
昭和30年1月1日現在

